

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和6年10月26日 09時30分頃 |
| 発生場所 | 宮城県気仙沼市沖ノ田川河口 大谷港向山防波堤灯台から真方位018°700m付近 (概位 北緯38°49.4′ 東経141°34.7′) |
| 事故の概要 | 漁船 ^{ジェイエフ} JFよし丸は、航行中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 令和6年11月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 JF よし丸、0.7トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | MG3-47826（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（船長） |
| 損傷 | 船外機等に濡損（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1 海象：波高 約1.0m、水温 約21℃、潮汐 上げ潮の中央期から末期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、沖ノ田川河口付近に仕掛けておいたたこ籠の回収を行う目的で、気仙沼市大谷漁港を出港した。</p> <p>本船は、船長が船尾部の左舷側に座って船外機の操作を行い、約10km/hの対地速力で沖ノ田川河口付近を北東進中、左舷船尾方から約1.0mの波を受けて船体が持ち上げられ、右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、海上に投げ出されたが、付近の海岸の砂浜に自力で泳ぎ着いた。</p> <p>付近の陸上を散歩していた通行人は、転覆している本船及び本船の付近を泳ぐ人影を発見し、本事故の発生を119番通報した。</p> <p>船長は、救急車で気仙沼市内の病院に搬送され、右脇腹打撲等と診断された。</p> <p>本船は、本事故後、沈没して廃船処理された。</p> <p>船長は、本事故当時、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、河口付近では三角波（河口付近で発生する河川流（川からの流れ）と海からの風浪やうねりとが重なり合って発生する三角状の波高の高い波）が発生しやすいことを知っていたが、本事故当時、早くたこ籠を回収したかったこともあり、転覆する可能性を考えるとなく操船を続けた。</p> <p>海上保安庁のウェブサイトには、河口付近では、河川流の影響を受け、大きな三角波が広い範囲で発生し、小型船舶が三角波によって転</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>覆する事故が後を絶たない旨が記載されている。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| 分析 | <p>本船は、沖ノ田川河口付近を北東進中、左舷船尾から高波を受け、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船外機付きの小型漁船であり、乾舷が小さく耐航性は必ずしも高くないことから、左舷船尾から波高約1.0mの波を受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、河口付近では、いわゆる三角波が発生しやすく、転覆するおそれについては認識していたものの、たこ籠の回収を急いでいたことから、周囲の波の状況に対する監視が不十分となり、本事故の発生を未然に防ぐことができなかつたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、沖ノ田川河口付近を北東進中、波高が高い状態の河口付近を航行したため、左舷船尾部から波高約1.0mの波を受けて右舷側に転覆したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、河口付近で、いわゆる三角波の発生が予想される場合には、同付近を航行させたり、錨泊させたりすることを控えること。 ・ 小型船舶の船長は、自船の耐航性（乾舷が小さく波の影響を受けやすいこと）に留意し、常時、航行海域の波浪状況を監視すること。 |

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院ウェブサイトの地理院地図を使用して作成